



飲食店対象感染症アドバイザー制度 利用店舗 募集要項

1. 趣旨

- 飲食場面では、マスクなしでの会話時間が多くなること等から感染リスクが高いとされています。また、一度クラスターが発生すると、感染が広範囲に広がるだけでなく、店舗も風評被害を受けるなど、その後の事業継続に大きな影響を及ぼす可能性があります。
- ワクチン接種が進むことで、感染拡大リスクが下がり、飲食店の利用が増加されることが想定されますが、ワクチン接種により感染リスクがゼロになるわけではなく、利用者側、店舗側双方の引き続きの感染対策が求められます。
- 松戸市（以下、「本市」という。）では、飲食店が感染リスクを低減した営業が行えるよう、感染症の専門家から店舗の感染対策についてアドバイスをいただく「飲食店対象感染症アドバイザー制度」（以下、「本事業」という。）を実施します。
- 専門家からのアドバイスは本市においてとりまとめ、広く公表し、各飲食店の感染対策にお役立ていただきます。
- ついては、専門家のアドバイスを受けていただく店舗を募集します。

2. 本事業の流れ・内容

（1）本事業の流れ

- ①店舗の現地確認（所要時間：1時間～1時間30分程度）
事前にご提出いただいた資料をもとに以下を確認します。
 - ・ 店舗の形状
 - ・ 気流、換気状況（空調設備、窓の配置、風量測定）
 - ・ 人（従業員、客）の配置
 - ・ 現状の対策

<換気扇付近の風量計測>



<CO2 モニターによる濃度計測>



②現地でのアドバイス（所要時間：30分程度）

気流、店舗の形状、立地、座席や窓の位置、現状の感染対策等を踏まえ、感染リスクを低減するための方策をアドバイスします。

※アドバイスの例：気流を踏まえた換気方法、座席の配置、サーキュレーターの効果的な配置場所など

※現状を分析し、既存設備で出来得る対策を中心にアドバイスします。

③空気の流れのシミュレーション、その結果を踏まえたアドバイス
（現地確認から約1週間後）

測定したデータをもとに、空気の流れをシミュレーションし、その結果を踏まえた方策をアドバイスします。

(2) 実施期間

- 令和3年7月下旬から同年8月31日の間に実施
- 現地確認を行う日時は、店舗決定後に各店舗と調整

(3) 実施店舗

- 「3. 募集概要」の(4)を参照

(4) 各店舗の状況のとりまとめ・公表

- 各店舗の現状と専門家からのアドバイスの内容を本市においてとりまとめ、市ホームページ等で広く公表します。
- この際、店舗名は公表しません。

3. 募集概要

(1) 募集店舗

以下の条件を全て満たす飲食店を募集します。

- ① 食品衛生法第52条の規定による許可を受けて松戸市内で事業を営んでいる店舗
- ② 飲食することを主たる目的とした設備を有する店舗
※テイクアウト型店舗、デリバリー型店舗、遊戯施設（カラオケ店等）は対象となりません。
※商業施設・ビル内の店舗で、通路や他売り場と天井までの壁で仕切られていない店舗（店舗入口を除く）は、気流調査が行えないため対象となりません。
例）商業ビル内のフードコートなど
- ③ 暴力団*、暴力団員*、暴力団員等*、暴力団密接関係者に該当しないこと
*：松戸市暴力団排除条例第2条各号に規定

(2) 募集期間

令和3年7月1日（木曜）から同年7月19日（月曜）まで【必着】

(3) 応募方法

応募希望者は、以下の書類をご用意いただき、下記5に電子メール、郵送、FAXのいずれかの方法で応募してください。

- ① 飲食店対象感染症アドバイザー制度 利用申込書（様式1）
- ② 店舗の平面図（ご用意ができない場合は、ご相談ください）

(4) 利用店舗の決定

- 利用店舗は、「3. 募集概要」の(1)の要件を満たした店舗で、以下表の1～8において各1店舗ずつになります。
- 応募店舗数が複数になった場合は、抽選により決定します。

<利用店舗の区分>

| No. | 区分（注） | |
|-----|---------|------------|
| 1 | 20 席以下 | ビル内の店舗 |
| 2 | 20 席以下 | ビル内の店舗ではない |
| 3 | 21～40 席 | ビル内の店舗 |
| 4 | 21～40 席 | ビル内の店舗ではない |
| 5 | 41～70 席 | ビル内の店舗 |
| 6 | 41～70 席 | ビル内の店舗ではない |
| 7 | 71 席以上 | ビル内の店舗 |
| 8 | 71 席以上 | ビル内の店舗ではない |

（注）区分の詳細

- 客席数について
 - ・ 新型コロナウイルス対策として客席数を減らしている場合は、減らす前の客席数
- 「ビル内の店舗」とは
 - ・ ビル内の店舗とは、駅ビル、商業ビル、雑居ビルなどのビル内のテナントのこと
- 「ビル内の店舗ではない」とは
 - ・ 通りに面した独立型の店舗や一戸建て店舗のこと

4. 留意事項

- 本事業を利用した店舗には、専門家からのアドバイスに基づき、店舗内の感染対策の改善に可能な範囲で取り組んでいただくようお願いいたします。
- 専門家によるアドバイスは、店舗内の感染リスクを少しでも下げるために行いますので、感染リスクがなくなるわけではありません。
- 現地確認時に店舗に生じた損害、損傷については、市の故意又は過失があった場合を除き、市は責任を負いません。

5. 応募・お問い合わせ先

松戸市役所 健康福祉部 健康福祉政策課
〒271-8588 松戸市根本387-5
TEL：047-704-0055
FAX：047-704-0251
E-mail：mckenhuku@city.matsudo.chiba.jp